

丁種封印再委託会員募集要項（甲・乙・丙種会員向け）

概要

以下の「丁種封印再委託の要件」を満たし、かつ「再委託を認めない事由」に該当しない丁種会員になろうとする会員（以下「申込者」）から、募集期間内に丁種封印再委託申込書その他必要書類の提出がなされた場合に、常任理事会の承認を経て、封印管理委員会（以下「委員会」）が申込者の丁種会員名簿への登載の可否について決定します。

1) 丁種封印再委託の要件

- ①委員会の指定する事前研修を修了した者
- ②日本行政書士会連合会OSSセンター支所の看板を既に設置している者若しくは設置の申込みをし、DVD研修を修了している者
- ③甲・乙・丙種のいずれかの再受託者
- ④業務歴が2年以上の会員若しくはそれ以外の会員で自動車登録業務について相当の知識を有していると委員会が認めた者

甲・乙・丙種会員の皆様は上記の③に該当しております。

※なお行政書士法人にあっては、規則第11条第2項により、再委託を受けようとする事務所ごとに、社員たる行政書士のうち少なくとも1名以上について上記要件を満たす必要があります。

2) 再委託を認めない事由

- ①封印に関する業務において北海道知事若しくは北海道行政書士会会長より処分を受け、また処分を受けることがなくなってから5年以上経過していない者
- ②北海道行政書士会の会費を滞納している者
- ③行政書士でない、もしくは行政書士でなくなった者
- ④研修免除対象者に該当しないにも関わらず、委員会の指定する研修を受講しなかった者
- ⑤募集時に提出すべき書類を提出しなかった者

上記のいずれかに該当する場合は丁種再委託を認めません。なお、再委託後に上記事由に該当するに至った場合は再委託を解除します。

3) 募集の流れ

- ①申込者は、募集期間内に「丁種封印再委託申込書」及び「誓約書」並びに株式会社全行団の行政書士賠償責任保険（基本補償）と出張封印取付作業代行業務補償（オプション）に加入の上、「損害賠償責任保険加入者証の写し又は申込書の写し」を北海道行政書士会に郵送等又は持参で提出してください。どちらも入手不可の場合はご相談ください。
※日行連中央研修所サイトにて封印業務研修を受講した場合は、修了証も合わせて提出してください。
- ②募集期間終了後、委員会にて書類を審査し、要件を満たしかつ再委託を認めない事由に該当しない者については、常任理事会の承認を経て丁種会員名簿に登載します。
- ③審査の段階で、再委託を認めない事由には該当しないが、いずれの要件も満たしていないとされた申込者については、別途ご案内する指定事前研修を受講していただきます。受講完了後に常任理事会の承認を経て丁種会員名簿に登載するものとします。
- ④委員会が今年度新規登載者を加えた丁種会員名簿を道内7運輸支局すべてに提出し、その旨を申込者に通知するとともに「封印請求書・受領書（3枚1綴で50綴、1冊2,530円、同時払出上限10冊）」の購入申込書をお送りします。少なくとも1冊以上お求めいただき、それがお手元に届き次第丁種会員としての活動ができるものとします。

以上